

株 主 各 位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

株式会社中京医薬品

代表取締役社長 米 津 秀 二

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、「書面（郵送）」による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時30分
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県半田市星崎町三丁目39番地の10
知多信用金庫本店営業部 3階 ほしざきホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※昨年の会場から場所が変更になりました。
本年も、感染拡大防止のため、昨年同様に座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項 第43期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
報告事項 事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chukyoiyakuhin.biz>) に掲載させていただきます。

〈株主さまへのお願い〉

- ・会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主さまは、マスク持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・会場入口付近で、検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主さまは、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため**お土産の配布はございません。**あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chukyoiyakuhin.biz>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出や行動自粛の要請に伴い企業活動が制限され個人消費が著しく低迷するなど影響を大きく受けた一年となりました。4月に発出された緊急事態宣言の解除後は、政府の需要喚起を目的とした「Go Toキャンペーン」などの施策により経済活動や個人消費に持ち直しの兆しが見られたものの、11月以降は全国的に感染者数が急増し同宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大は今なお終息の見通しが立っておらず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客さまや市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体質の強化を図ってまいりました。

当事業年度の当社は、新型コロナウイルス感染拡大による社会の大きな変化に対応し続け、その変化をチャンスにすることができた一年でした。春先から日本中で感染予防ニーズが一気に高まり、マスクや消毒液が店頭から消えるなど、これまで経験したことのない状況に対し、「お客さまを感染から守る」という強い使命感を持ち、当社ならではの取り組みをいたしました。また、新型コロナウイルス感染症の流行に対し、当社は厳重な対策と管理統制を実施した上で事業活動を継続し、平常時と同水準の事業稼働率を維持いたしました。

小売部門においては、市場で品薄となったマスクや消毒液などの衛生関連商品をタイムリーに提供することで多くのお客さまに安心とともに喜びいただきました。さらに、家庭や事業所等での感染予防を啓発するために、非接触型アルコール用ディスペンサーなども提供し好評をいただきました。また、免疫

力や健康意識の高揚、感染しにくい身体づくりのニーズが高まり、ふれあい業ならではの強みを活かした提案により健康食品等販売も増加し売上高が増加しました。

卸売部門においては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染症予防に対する意識の高まりによりエアーマスク等の除菌消臭関連商品の販売や、除菌アルコール商品や夏季向けのクールマスク、冬季向けのホットマスクなどタイムリーな新商品投入も行い売上高が増加しました。

売水事業部門においては、宅配水の販売と共に、いち早くアルコール消毒液等の販売を営業ルートに乗せることができ、既存のお客さまのみならず、医療機関や公共施設などの新規獲得につながり売上高が増加しました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の中、販売促進の強化に努めたことなどにより販売費及び一般管理費は増加しましたが、売上高の増加により営業利益および経常利益も増加しました。当期純利益も一部の営業所の減損損失はありましたが増加しました。

その結果、当事業年度における売上高は5,827百万円（前期比12.8%増）、営業利益は225百万円（前期比216.8%増）、経常利益は238百万円（前期比174.9%増）、当期純利益は94百万円（前期比841.1%増）となりました。

イ. 当事業年度における売上高の内訳

		主 要 品 目	売上高(千円)	構成比(%)
配 置 品 等	常 備 配 置 薬	風邪薬、胃腸薬等	523,620	9.0
	保 健 品	健康食品等	1,844,568	31.6
	ド リ ン ク	医薬品系飲料水、清涼飲料水等	751,415	12.9
	小 計		3,119,604	53.5
医 療 品	遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等	296,996	5.1	
日 用 雑 貨	除菌消臭剤、化粧品、入浴剤、ギフト等	579,956	10.0	
生 活 流 通 ・ そ の 他	ペットボトル飲料水等	1,105,706	19.0	
計			5,102,263	87.6
売 水 事 業	ミネラルウォーター		720,905	12.4
そ の 他	生損保代理店手数料他		3,860	0.0
合 計			5,827,026	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ. 部門別売上高

部 門 名		第 42 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 43 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	前 期 対 比	
				金 額	増 減 率
小 売 部 門		千円 3,898,901	千円 4,115,461	千円 216,559	% 5.6
卸 売	F C 部 門	98,245	92,514	△5,730	△5.8
	一 般 流 通 部 門	565,221	894,284	329,063	58.2
	計	663,466	986,799	323,332	48.7
売 水 事 業 部 門		600,465	720,905	120,439	20.1
そ の 他		3,415	3,860	445	13.0
合 計		5,166,248	5,827,026	660,777	12.8

(注) その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は61百万円で、主なものは、リース資産(無形)の増加26百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度中に、第1回新株予約権および第2回新株予約権を発行し、578百万円の資金調達をおこないました。

第1回 1,200,000株 438百万円

第2回 421,200株 140百万円

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

	第 40 期 (2018年3月期)	第 41 期 (2019年3月期)	第 42 期 (2020年3月期)	第 43 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	5,493,746	5,255,629	5,166,248	5,827,026
経 常 利 益(千円)	72,000	26,272	86,580	238,004
当 期 純 利 益(千円)	11,614	28,517	10,048	94,568
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	1.40	3.41	1.19	10.51
総 資 産(千円)	4,535,600	4,564,912	4,424,744	5,172,576
純 資 産(千円)	1,828,592	1,822,516	1,796,218	2,446,866

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境においては健康関連商品から化粧品、家庭用品市場までドラッグストア等の実店舗はもとより、各種通信販売企業も相まって市場の競争が激化しています。お客さまにおかれましても健康意識の高揚と情報の高度化により企業と商品の選別が厳しさを増してきています。また、少子高齢化に伴う労働人口の減少、高年齢者継続雇用、東京証券取引所の市場再編、コーポレートガバナンス・コード対応、健康経営・ESG(環境・社会・企業統治)への取り組み、DX(デジタルトランスフォーメーション)など社会・環境の変化への適応が求められています。さらに、終息が今なお見通せない新型コロナウイルス感染症による経済と消費活動の先行き不透明な状況への対応も求められます。新型コロナウイルス感染症に対しては、当社は引き続き厳重な対策と管理統制を実施した上で事業活動を行い、平常時と同水準の事業稼働率を維持してまいります。このような環境の中で当社は次のとおり取り組んでまいります。

家庭医薬品等販売事業小売部門(ヘルス・ケア事業)は当社の中核事業であり、営業人員の積極的な採用はもとより、新規出店や新規顧客開拓に注力いたします。ふれあい業の強みを活かしお客さまの声や要望を的確に捉えタイムリーに新商品を投入してまいります。さらに、保険、電力販売、通信販売の各事業に続きストックビジネス事業にも取り組んでまいります。また、業務効率や勤務形態の更なる改善、ITを活用した営業サポートや教育の充実、新商品の開発強化等を図り一人当たりの生産性を高めてまいります。新型コロナウイルス感染症の流行により、お客さまからは改めて置き薬の利便性が見直しされ必要性が高まりました。そのため営業社員の定期的な訪問によりお客さまの様々なニーズにお応えする健康・衛生関連商品から日用品、食品等の商品をお届けしてまいります。

家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)におきましては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染症予防の意識の定着が見込まれる中、除菌消臭関連商品等の販売強化と共に除菌アルコール商品や夏季・冬季のマスクなどで開拓された取引先との継続取引等に注力いたします。さらに、アフターコロナも見据えた新商品開発による販路拡大を図ってまいります。

売水事業部門(アクアマジック事業)におきましては、ショップの新規出店や新規顧客の開拓ならびに配送の効率向上を図ります。ボトル水については自然災害などの防災対策としての備蓄や猛暑、酷暑が続く中での熱中症対策としても需要の喚起を促します。また、引き続き代理店や取次店の開拓並びに他企業との事業提携も視野に入れての拡充を図ります。新規取引先が開拓されたアルコール関連商品の販売の強化も引き続き行ってまいります。

企業の核心である人の成長と活性化のために「人財」と「健康経営」による二本の柱で経営基盤を更に強化、安定させ、社内プロジェクトや委員会、制度改革等により社会・環境の変化へ適応し期待に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、救急箱（常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部）を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品（保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨およびギフトその他）は主として営業員が配置顧客に販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し、当社の取扱商品を卸売販売しております。さらにアクアマジックブランドにおいて「RO（逆浸透）膜方式」による水の製造プラントを自社所有し売水事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等の状況 (2021年3月31日現在)

本 社 愛知県半田市

営業所(61)

【北海道】	北海道	(2)	旭川、札幌東
【関東】	神奈川県	(1)	川崎
【中部】	新潟県	(2)	上越、長岡
	長野県	(5)	長野、松本、飯田、伊那、上田
	静岡県	(3)	浜松、静岡、掛川
	岐阜県	(8)	高山、飛騨金山、可児、郡上八幡、中津川、岐阜東、大垣、土岐
	愛知県	(11)	半田、名古屋、岡崎、豊川、岩倉、知立、津島、豊田、名古屋東、豊橋、西尾
【近畿】	三重県	(8)	松阪、四日市、津、鈴鹿、伊勢、桑名、伊賀上野、志摩
	滋賀県	(2)	守山、彦根
【中国】	広島県	(3)	東広島、尾道、広島
【四国】	香川県	(1)	坂出
	愛媛県	(1)	新居浜
【九州】	大分県	(2)	大分、中津
	福岡県	(4)	福岡東、小倉、宗像、久留米
	宮崎県	(5)	都城、宮崎、串間、高鍋、延岡
	熊本県	(2)	人吉、熊本
	鹿児島県	(1)	始良

アクアマジックウォーターショップ(5)

【中部】	愛知県	(3)	名東、半田、名西
【近畿】	三重県	(2)	松阪、鈴鹿

アクアマジックウォータープラント(2)

【中部】	愛知県	(1)	半田
【近畿】	三重県	(1)	鈴鹿
	計	(68)	

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数 (人)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
364(119)	4名減 (5名増)	41.8	12.6	4,975,045

事業区分	従業員
小売部門	282(78)
卸売部門	5(1)
家庭医薬品等販売事業計	287(79)
売水事業部門	35(33)
その他	3(1)
全社 (共通)	39(6)
合計	364(119)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	235,021千円
知多信用金庫	210,006
株式会社名古屋銀行	160,012
株式会社三重銀行	160,004
株式会社大垣共立銀行	130,000
株式会社三井住友銀行	125,021
株式会社百五銀行	125,006
三井住友信託銀行株式会社	50,014

(9) 剰余金の配当等の決定方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、今期については、2020年12月10日に中間配当として1株当たり2.5円を実施しており、期末配当を1株当たり2.5円に創業70周年および新社長体制発足による記念配当1株当たり2円を加え4.5円、合計で1株当たり7円の利益配当を予定しております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,660,734株（自己株式1,300,764株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 9,902名（前期末比321名増）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社マサユキコーポレーション	1,445,100株	13.9%
山 田 正 行	334,186	3.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	269,346	2.6
知 多 信 用 金 庫	200,000	1.9
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200,000	1.9
山 田 正 人	145,697	1.4
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	128,247	1.2
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	103,497	1.0
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	95,868	0.9
杉 浦 直 幸	89,000	0.9

- (注) 1. 当社は自己株式1,300,764株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式269,346株を含んでおりません。
2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)は、従業員持株会信託における再信託先(47,800株)および従業員向け株式給付の信託先(221,546株)であります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他新株予約権等の状況

①2020年8月7日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名称	株式会社中京医薬品第1回新株予約権
新株予約権の総数	12,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,200,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり385円
新株予約権の払込期日	2020年8月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額428円 本新株予約権の行使価額は、2020年8月25日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使期間	2020年8月25日から2022年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てます

(注) 第1回新株予約権は、2020年11月19日をもってすべての行使が完了いたしました。

②2021年1月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名称	株式会社中京医薬品第2回新株予約権
新株予約権の総数	9,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 900,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり300円
新株予約権の払込期日	2021年1月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額394円 本新株予約権の行使価額は、2021年1月26日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使期間	2021年1月26日から2023年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てます

3. 会社役員の様況

(1) 取締役および監査役の様況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役会長	山 田 正 行	
代表取締役社長	米 津 秀 二	事業統括本部長
取 締 役	飯 田 亨	コーポレート本部長兼システム部長
取 締 役	岩 崎 雷 凱	海外事業担当兼アクアマジック事業部部長
取 締 役	渡 邊 明	
常 勤 監 査 役	金 澤 光 二	
監 査 役	吉 田 和 永	弁護士
監 査 役	杉 山 彰 洋	

- (注) 1. 取締役渡邊明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田和永氏および杉山彰洋氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、渡邊明氏および杉山彰洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役渡邊明氏、監査役金澤光二氏ならびに監査役吉田和永氏および監査役杉山彰洋氏は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用が填補されます。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	93,765千円 (1,920)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,240 (3,840)
合 計	8	106,005

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議してお

ります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は、2名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 2013年6月21日開催の第35期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は、長期未払金へ振替しております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬のみで構成しています。

②固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して金額を決定しています。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長山田正行がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としています。委託した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
社外取締役 渡邊 明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。マーケティング関連を中心に質問・提言を行いました。また、各会議体における健康経営およびSDGsへの取り組みの意義についての提言等、期待された役割を果たしております。
社外監査役 吉田和永	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。弁護士の立場から、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行いました。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 杉山彰洋	当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての経験から、財務、会計、内部統制等のアドバイス・提言を行いました。また、監査役会において、新型コロナウイルス感染症拡大が企業活動に与える影響等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額	—
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討し、会社法第399条等に基づき審議した結果、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 職務執行の基本方針

当社は、以下の企業理念および行動指針を取締役、監査役および使用人の職務執行に当たっての基本方針としております。

【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、使用人、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータルライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に沿うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、社会からの要請や期待に応え信頼を得ることによって、持続的な発展を目指す企業となるため、CSR（社会的責任）を積極的に推進していきます。

【行動指針】

- ① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
 - ② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
 - ③ 地域、社会環境、地球環境と調和した企業活動を行う。
 - ④ 働きやすい環境をつくり、フォア・ザ・チームとチャレンジ精神によって互いを高め、より高い成果を作り上げる。
 - ⑤ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
 - ⑥ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
 - ⑦ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯で且つ正直な行動をする。
 - ⑧ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「（企業）理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有効性および効率性を高めることに努める。
 - ⑨ 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
 - ⑩ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。
- 付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力から

の不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察および顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制の構築)

- (1) 取締役会は、法令順守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
- (2) 取締役および使用人は、行動指針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。
- (3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月1回の取締役会には、監査役が出席して、各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。
- (4) 社内コンプライアンス体制をさらに、有効・強固なものにするために、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。
- (5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年1回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。
- (6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘っての諸施策を推進する。
- (7) 当社は、取締役および使用人における企業倫理意識の向上、法令順守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長から社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。
- (8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および使用人が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社人事総務部担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名も可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除の上（ただし、通報者の承認を得た場合、この限りにあらず）直ちに、社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。
- (9) 反社会的勢力とは如何なる面でも関係を一切持たないとの基本方針を取締役、執行役員および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。

(運用状況)

- i. 「倫理綱領」を制定し、全ての役職員が法令および定款に則って行動するように徹底させ、レポート提出による意識高揚を図っている。また、反社会的勢力との関係遮断も明記され周知徹底するとともに警察等の外部機関との協力体制を構築している。さらに、コンプライアンスについて年1回以上の研修を行い認識向上に努めている。
- ii. 内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または恐れのある場合は厳正な調査を行い、客観的に事実関係を見極め、適切な対処方法を選択するとともに、再発防止を図っている。
- iii. 「ヘルプライン規程」を制定し内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っている。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。
- (2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。

(運用状況)

- i. 取締役会議事録は「取締役会規則」にて、重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）は「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存および管理されている。
- ii. 「適時開示規則」に則り定められた情報の開示を速やかに行うとともに、「内部情報管理規程」を制定しインサイダー情報を厳密に管理し法令諸規則の順守を徹底している。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を発足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。

- (3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。
- (4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。

(運用状況)

「リスク管理規程」に従って、「リスクマネジメントチーム」が当社に関わるリスクの識別、分析を行い、「リスク管理委員会」がリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じたリスクへの対応を図っている。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規程を順守する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。
- (3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役会に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。
- (4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
- (5) 業務運営については、全社的な目標として2019年度を初年度とする中期計画を積極的に推進する。

(運用状況)

- i. 原則として月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っている。
- ii. 執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図っている。
- iii. 中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証の上、その対策を立案・実行している。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等はございません。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人から監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。

- ① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
- ④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
- ⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
- ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

(2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および使用人に説明を求めることとする。

(運用状況)

- i. 当社の取締役および業務執行を担当する執行役員は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っている。また、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を監査役が閲覧できる体制を構築している。
- ii. 当社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対し報告を行っている。
- iii. 内部統制監査の実施状況や重要事項の開示内容は直ちに監査役に報告している。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項

- (1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討した上で配置する。
- (2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

(運用状況)

「監査役会規則」にて監査役の補助使用人に関する独立性ならびに実効性を確保する事項を定めている。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(運用状況)

- i. 監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。
- ii. 緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。
- iii. 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令・定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識した上で、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。
- (2) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に對しても随時、意見交換を行うものとする。
- (3) 監査役は、当社の各部門長および現場使用人から個別ヒアリングを適時行うとともに的確な指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した使用人よりヒアリングを行うものとする。
- (4) 取締役および使用人に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。

(運用状況)

- i. 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と適宜、情報・意見交換を行うとともに、取締役社長や他の取締役ならびに各部門長と個別に意見交換やヒアリングを行い監査の品質・効率を高めている。
- ii. 各部門、営業所、ショップおよびプラントにおいて監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も適宜、監査内容を報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について2016年5月13日開催の当社取締役会において決定し、2016年6月23日開催の第38期定時株主総会において決議しております。

① 基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆さまのご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆さまのために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客さまの健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客さまと共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客さまと常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客さまと直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしてまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客さまを「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのと

した心の通い合うお客さまとの信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満ちし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を發揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取組み

当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、よい商品よいサービスの提供とお客さま視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客さまに対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、第2の収益の柱とすべく邁進していきます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は第41期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議しました。本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ

(<https://www.chukyoiyakuhin.biz/>)に掲載されている2019年5月15日付け当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等を対象とします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、必要情報等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。大量買付者より必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は取締役会検討期間を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会検討期間内において大

量買付者から提供された必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとし、なお、当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、本プランは、3年間のサンセット条項が付されているなど株主意思を重視するものであること、独立性のある社外者の判断を重視し情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されていること、独立委員会は外部専門家等の助言を受けることができ判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,956,746	流動負債	2,026,715
現金及び預金	1,457,724	支払手形	179,645
受取手形	13,499	電子記録債権	135,674
電子記録債権	32,469	買掛金	115,094
売掛金	376,239	短期借入金	710,000
商品	460,641	1年内返済予定の長期借入金	193,974
委託商品	414,121	リース債務	20,297
製品	1,644	未払金	57,026
仕掛品	98	未払費用	201,475
貯蔵品	49,998	未払法人税等	117,422
その他	156,359	賞与引当金	162,270
貸倒引当金	△6,050	返品引当金	11,527
固定資産	2,215,829	その他	122,308
有形固定資産	1,730,512	固定負債	698,994
建物及び附属設備	481,346	長期借入金	301,746
構築物	12,543	リース債務	35,978
土地	1,198,806	退職給付引当金	149,413
リース資産	15,105	株式給付引当金	27,232
その他	22,710	長期未払金	178,120
無形固定資産	69,083	資産除去債務	4,812
ソフトウェア	3,210	長期預り保証金	1,690
リース資産	58,095	負債合計	2,725,709
電話加入権	6,606	(純資産の部)	
その他	1,170	株主資本	2,441,721
投資その他の資産	416,234	資本金	681,012
投資有価証券	29,886	資本剰余金	522,571
保険積立金	141,031	資本準備金	424,177
差入保証金	75,775	その他資本剰余金	98,394
前払年金費用	105,551	利益剰余金	1,704,355
繰延税金資産	59,803	利益準備金	64,585
その他	8,173	その他利益剰余金	1,639,769
貸倒引当金	△3,985	圧縮記帳積立金	56,913
資産合計	5,172,576	別途積立金	727,610
		繰越利益剰余金	855,246
		自己株式	△466,218
		評価・換算差額等	3,708
		その他有価証券評価差額金	3,708
		新株予約権	1,436
		純資産合計	2,446,866
		負債・純資産合計	5,172,576

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		5,827,026
売 上 原 価		1,945,805
売 上 総 利 益		3,881,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,655,646
営 業 利 益		225,575
営 業 外 収 益		23,392
営 業 外 費 用		10,963
経 常 利 益		238,004
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	723	
減 損 損 失	33,084	
固 定 資 産 除 売 却 損	143	33,950
税 引 前 当 期 純 利 益		204,053
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	125,769	
法 人 税 等 調 整 額	△16,283	109,485
当 期 純 利 益		94,568

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	804,789	1,653,898	△960,331	1,798,756
当 期 変 動 額											
剰余金の配当								△44,111	△44,111		△44,111
当期純利益								94,568	94,568		94,568
自己株式の取得										△170	△170
自己株式の処分			98,394	98,394						494,284	592,678
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	98,394	98,394	—	—	—	50,456	50,456	494,113	642,965
当 期 末 残 高	681,012	424,177	98,394	522,571	64,585	56,913	727,610	855,246	1,704,355	△466,218	2,441,721

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 額 ・ 換 算 計		
当 期 首 残 高	△2,538	△2,538	—	1,796,218
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△44,111
当期純利益				94,568
自己株式の取得				△170
自己株式の処分				592,678
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,246	6,246	1,436	7,683
当期変動額合計	6,246	6,246	1,436	650,648
当 期 末 残 高	3,708	3,708	1,436	2,446,866

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品、委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法、なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 返品引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

- ⑤ 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。なお、要給付額はポイント付与総数に信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じて算定しております。
- (4) 収益の計上基準
委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の充実に目的とした「従業員インセンティブ付与型E S O P」を2016年8月10日開催の取締役会決議により再導入しております。

「従業員インセンティブ付与型E S O P」は、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、「従業員インセンティブ付与型E S O P」により、従業員が「持株会きずな会」を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるインセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度20,288千円、72,200株、当事業年度13,431千円、47,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末20,566千円、当事業年度末10,636千円

(従業員向け株式給付信託)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度63,454千円、225,016株、当事業年度62,475千円、221,546株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関して、当社は現時点では、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。本感染症は、2021年3月期中に概ね収束し、収束後に経済も徐々に回復していくと仮定しております。しかし、当事業年度の末日現在において社会・経済活動が回復するまでに至っていないため、先行きの正確な見通しは困難ではあるものの、2022年3月期中に概ね収束し、収束後に経済も徐々に回復していくと仮定しております。このような仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損などの会計上の見積りを行っておりますが、本感染症の当社の会計上の見積りに与える影響は軽微であります。ただし、事業を展開している地域や営業所において感染者が発生し営業継続に支障をきたした場合、また、取引先において感染症の影響に伴い人的・物的・財務的要因により弊害が生じ、安定的な商品供給や仕入価格に変動が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	278,898千円
土地	844,232
計	1,123,131

上記の物件は、1年内返済予定の長期借入金110,030千円および長期借入金150,030千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,009,179千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 当事業年度において期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

75千円

(2)減損損失の内容は以下のとおりであります。

当事業年度において当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
可児営業所他5営業所	事業用資産	建物、建物付属設備、構築物 機械装置、工具、器具及び備 品、土地

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業から生じる損益および使用価値が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物	10,562千円
建物付属設備	6
構築物	0
機械装置	25
工具、器具及び備品	176
土地	22,312
計	33,084

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	3,218,779	401	1,649,070	1,570,110

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加401株は、単元未満株式の買取による増加401株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少1,649,070株は新株予約権の行使による減少1,621,200株、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却による減少24,400株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少3,470株であります。

普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式（当事業年度期首72,200株、当事業年度末47,800株）と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式（当事業年度期首225,016株、当事業年度末221,546株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会 (注)	普通株式	21,847	2.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日
2020年11月13日 取締役会 (注)	普通株式	22,263	2.5	2020年 9月30日	2020年 12月10日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) に対する配当金743千円 (従業員持株会信託口180千円、従業員向け株式給付信託口562千円) (2020年3月31日基準日) および株式会社日本カストディ銀行 (信託口) に対する配当金709千円 (従業員持株会信託口152千円、従業員向け株式給付信託口557千円) (2020年9月30日基準日) を含んでおります。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併により、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会 (注)	普通株式	46,619	利益剰余金	4.5	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) に対する配当金1,212千円 (従業員持株会信託口215千円、従業員向け株式給付信託口996千円) を含んでおります。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 478,800株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	7,420千円
賞与引当金	49,589
返品引当金	3,522
退職給付引当金	13,404
株式給付引当金	8,322
長期未払金	54,433
貸倒引当金	3,067
減損損失	22,932
商品評価減	62
その他	18,672
評価性引当額	△95,366

繰延税金資産合計 86,061千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	25,047千円
その他有価証券評価差額金	1,211

繰延税金負債合計 26,258千円

繰延税金資産の純額 59,803千円

7. リース取引の注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	29,469千円
1年超	52,028千円
合計	81,498千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である財務部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものおよび時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,457,724	1,457,724	—
(2)受取手形	13,499	13,499	—
(3)売掛金	376,239	376,239	—
(4)投資有価証券	27,386	27,386	—
資産計	1,874,849	1,874,849	—
(5)支払手形	179,645	179,645	—
(6)電子記録債務	135,674	135,674	—
(7)買掛金	115,094	115,094	—
(8)短期借入金	710,000	710,000	—
(9)長期借入金(※1)	495,720	495,720	—
負債計	1,636,134	1,636,134	—

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 電子記録債務、(7) 買掛金、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,457,724	—	—	—
受取手形	13,499	—	—	—
売掛金	376,239	—	—	—
合計	1,847,462	—	—	—

4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	116,662	99,972	70,038	15,074	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 242円35銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 10円51銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 269,346株 期中平均の当該自己株式の数 284,362株

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社中京医薬品
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌 紀 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況については報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社中京医薬品 監査役会

常勤監査役 金 澤 光 二 ⑩

社外監査役 吉 田 和 永 ⑩

社外監査役 杉 山 彰 洋 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の普通株式1株につき普通配当を2円50銭とし、創業70周年および新社長体制発足による記念配当2円を加えた4円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、46,619,865円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行定款第2条（目的）につきましては、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～26.（条文省略） [新設] 27.（条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～26.（現行どおり） 27. 除菌用アルコール商品の製造、販売 28.（現行どおり）

第3号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の監督機能ならびに税務会計の強化および女性視点、消費者視点の導入による一層の企業価値向上を図るために社外取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やま だ まさ ゆき 山 田 正 行 (1945年2月26日生)	1978年5月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長（現任）	334,186株
	<p>【取締役候補者とした理由】 当社で1978年より代表取締役社長として、2019年6月からは当社の代表取締役会長として経営を担っており、長年の豊富な経営実績を今後も当社の経営に活かすことができ、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	よね づ しゅう じ 米 津 秀 二 (1964年3月16日生)	1987年2月 三重中京医薬品株式会社入社 1990年11月 当社入社 2006年4月 当社商品企画部長 2008年4月 当社配置営業部長 2008年10月 当社執行役員配置営業部長 2010年4月 当社執行役員配置営業統括本部長代行 2011年6月 当社取締役配置営業統括本部長 2012年1月 当社取締役営業統括本部長 2012年2月 当社取締役営業統括本部長兼商品部長 2013年4月 当社取締役事業統括本部長兼アクアマジック事業部長 2015年10月 当社取締役事業統括副本部長兼アクアマジック事業部長 2017年4月 当社取締役事業統括副本部長 2019年4月 当社取締役事業統括本部長 2019年6月 当社代表取締役社長兼事業統括本部長（現任）	10,905株
	<p>【取締役候補者とした理由】 当社で長年にわたり商品企画・営業事業部門などの運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2019年6月から当社の代表取締役社長として経営を担ってきました。引き続き経営手腕を発揮し、長期的な企業価値向上および成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	い飯 だ とうる 飯 田 亨 (1963年9月1日生)	1988年5月 当社入社	10,791株
		2008年10月 当社執行役員管理統括本部長兼システム部長	
2009年6月 当社取締役管理統括本部長兼システム部長			
2013年4月 当社取締役コーポレート本部長兼システム部長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 当社で長年にわたりコーポレートガバナンスの運営と経営ならびにITシステム部門や会計財務・資本政策、経営企画等に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き長期的な企業価値向上およびガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、取締役候補者となりました。			
4	いわ さき れい かい 岩 崎 雷 凱 (1961年3月23日生)	2000年1月 当社入社	一株
		2008年10月 当社執行役員商品企画部長	
2012年6月 当社執行役員商品部長			
2012年10月 当社執行役員営業統括副本部長兼MI商品部長			
2013年6月 当社取締役事業統括副本部長兼MI商品部長			
2016年4月 当社取締役事業統括副本部長兼商品部長			
2019年10月 当社取締役海外事業担当兼アクアマジック事業部長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 当社で長年にわたり商品企画開発、営業事業部門などの運営や海外の折衝や事業に携わり、豊富な経験と実績を有しています。幅広い見識を活かし、引き続き長期的な企業価値向上および業績拡大に資することが期待されるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	わたなべあきら 渡邊明 (1946年1月14日生)	1978年12月 札幌学院大学助教授 1988年4月 四日市大学経済学部教授 1993年4月 埼玉大学経済学部教授 1998年4月 三重大学人文学部教授 2000年4月 三重県三重ブランド選定委員会委員長 2007年4月 中部経済産業局地域資源活用事業評価委員会委員長 2009年5月 三重大学名誉教授(現任) 2011年4月 福山市立大学都市経営学部教授 2011年4月 埼玉大学名誉教授(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および社外取締役として選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</p> <p>2016年より当社社外取締役として、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。直接会社の経営に関与された経験はありませんが、大学教授としての経験により幅広い知識と見識を有し、マーケティングに関するアドバイス・提言が行われることにより、当社の企業価値の向上および監督機能の強化に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また当社が定める社外役員の独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。</p>			
6	いまだなほみ 今枝なほみ (1959年5月22日生) [新任]	2011年7月 岡崎税務署副署長 2013年7月 名古屋中村税務署副署長 2014年7月 名古屋国税局総務部営繕監理官 2016年7月 名古屋国税局総務部会計課長 2017年7月 豊田税務署長 2018年7月 税務大学校名古屋研修所長 2019年7月 半田税務署長 2020年7月 半田税務署退職	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および社外取締役として選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</p> <p>直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年の国税局・税務署での要職を歴任したことによる幅広い見識と経験を有し、さらに女性視点、消費者視点からも有益な提言が行われることにより、当社の企業価値の向上および監督機能の強化に資することが期待されるため、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また当社が定める社外役員の独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊明氏および今枝なほみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊明氏は、社外取締役就任から5年です。
4. 当社は渡邊明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。

5. 当社は、渡邊明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、今枝なほみ氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定です。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額にいたします。
7. 当社は、今枝なほみ氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用が填補されます。なお、各候補者の選任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当社は当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なか い とおる 中 井 徹 (1962年4月23日生) [新任]	1987年5月 当社入社 2008年10月 当社経理部長 2013年9月 当社執行役員コーポレート本部副 本部長兼財務部長(現任)	14,674株
	【監査役候補者とした理由】 当社で執行役員を務めたことにより培われた見識や、財務部門等での豊富な知識や経験を有しております。それらを当社の監査体制に活かすことが期待されるため、新たに監査役候補者いたしました。		
2	よし だ かず なが 吉 田 和 永 (1975年9月26日生)	2004年10月 司法試験合格 2005年4月 司法修習生(第59期) 2006年10月 住田正夫法律事務所入所 2008年6月 当社社外監査役(現任) 2017年12月 住田正夫法律事務所退所 2018年1月 ジーニアル総合法律事務所設立	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の遵法経営に対するアドバイスや監査体制の強化に資することが期待されるため、引き続き社外監査役候補者いたしました。また当社が定める社外役員の独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。		
3	すぎ やま あき ひろ 杉 山 彰 洋 (1954年1月28日生)	1976年4月 扶桑監査法人入所 1980年9月 公認会計士登録 2007年7月 みすず監査法人(旧扶桑監査法人)退所 2007年8月 あずさ監査法人入所 2011年6月 あずさ監査法人退所 2014年6月 当社社外監査役(現任)	7,700株
	【社外監査役候補者とした理由】 過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の財務や会計に対する適確な監査ならびにアドバイスや監査体制の強化に資することが期待されるため、引き続き社外監査役候補者いたしました。また当社が定める社外役員の独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 吉田和永氏および杉山彰洋氏は、社外監査役候補者であります。

3. 吉田和永氏は、社外監査役就任から13年、杉山彰洋氏は就任から7年です。

4. 当社は吉田和永氏および杉山彰洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、杉山彰洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。選任が承認された場合、当社は引き続き独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、中井徹氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定です。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額にいたします。
7. 当社は、当社監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用が填補されます。なお、各候補者の選任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当社は当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

◆ 取締役候補者および監査役候補者の選任について

■ 役員を選任基準

当社は取締役および監査役の選解任基準として「役員を選任基準」を制定しています。取締役候補者は、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会での審議を経た上で、取締役会で決議します。監査役候補者は監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

<選任基準>

1. 人格、能力、見識、経験等に優れていること。
2. 遵法(ジエンポウ)精神に富んでいること。
3. 企業経営、事業運営、財務会計、法務、ITシステム、人材育成、国際性、社会的視点のいずれかの分野で豊富な見識と経験を有すること。
4. 企業価値向上に資する能力、経験、資質を有すること。
5. 当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれの、専門性・見識・経験のバランスがとれ、ジェンダーや国際性などの多様性が確保されること。

<解任基準>

1. 公序良俗に反する行為を行った場合。

2. 職務懈怠(ケタイ)により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

■ 社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役(以下、「社外役員」と総称します)は当社の一般株主と利益相反関係を生じることのないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、独立性をその実質面において担保するための独立性判断基準を定めており、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1. 当社に過去に一度でも業務執行者(※)として所属したことがある者
※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる使用人をいう。
2. 当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで10%以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体(以下、「法人等」と総称します)である場合は当該法人等に所属する業務執行者。
3. 直近事業年度における当社の売上高の2%以上を占める年間取引高のある取引先またはその業務執行者。
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。
5. 直近事業年度における当社からの報酬額(ただし役員報酬を除く)が100万円を超えて得ている、弁護士、会計士、税理士、代理士、コンサルタント等の専門家。
6. 当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者。
7. その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者。

なお、上記2から7までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示した上で例外的に社外役員候補者とする場合があります。

■ 取締役会と監査役会の多様性(第3号議案、第4号議案が承認された場合)

取締役候補者番号	氏名	●男性 ○女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(※)										
				会社経営 事業運営	商品 サービス 開発	営業 マーケティング 開発	経営企画 資本政策	財務会計 税務	海外事業 国際性	人材開発	I T デジタル	法務・リス クマネジメント	社会貢献 多様性	
1	山田正行	●		●			●							●
2	米津秀二	●		●	●	●	●			●	●			
3	飯田 亨	●		●			●	●				●	●	
4	岩崎雷凱	●		●	●	●				●				●
5	渡邊 明	●	●		●	●								
6	今枝なほみ	○	●						●		●			●

(※)上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査役候補者番号	氏名	●男性 ○女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(※)										
				会社経営 事業運営	商品 サービス 開発	営業 マーケティング 開発	経営企画 資本政策	財務会計 税務	海外事業 国際性	人材開発	I T デジタル	法務・リス クマネジメント	社会貢献 多様性	
1	中井 徹	●					●	●						
2	吉田和永	●	●										●	
3	杉山彰洋	●	●					●						

(※)上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

◆ 役員報酬の決定方針と報酬限度額（第5号議案が承認された場合）

■ 報酬設定の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また役員の仕事および職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬および譲渡制限付株式の付与で構成します。

■ 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して金額を決定するものとします。

■ 非金銭報酬等の内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで当社普通株式を交付します。譲渡制限付株式は、譲渡制限契約を締結したうえで、原則として毎年、当社と付与対象者との間で役位等に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任または退職する日までの期間とします。

■ 非金銭報酬等の額の取締役の個別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

支給割合は役位・職責・業績および目標達成度等を総合的に勘案して設定されます。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とします。

■ 報酬限度額について

基本報酬の限度額については、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）は年額500百万円以内、監査役の報酬額は年額50百万円以内と定めています。また、第5号議案が承認された場合には、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の報酬限度額として年額50百万円以内と定める予定です。

なお、役員退職慰労金制度は、2013年6月21日の第35期定時株主総会の日をもって廃止しました。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において、取締役の報酬額について年額5億円以内とご承認いただいております。今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠と別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は5名（うち、社外取締役は1名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち、社外取締役は2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告14頁に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を変更することを予定しており、変更後の内容の概要は、本招集ご通知49頁に記載のとおりであります。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

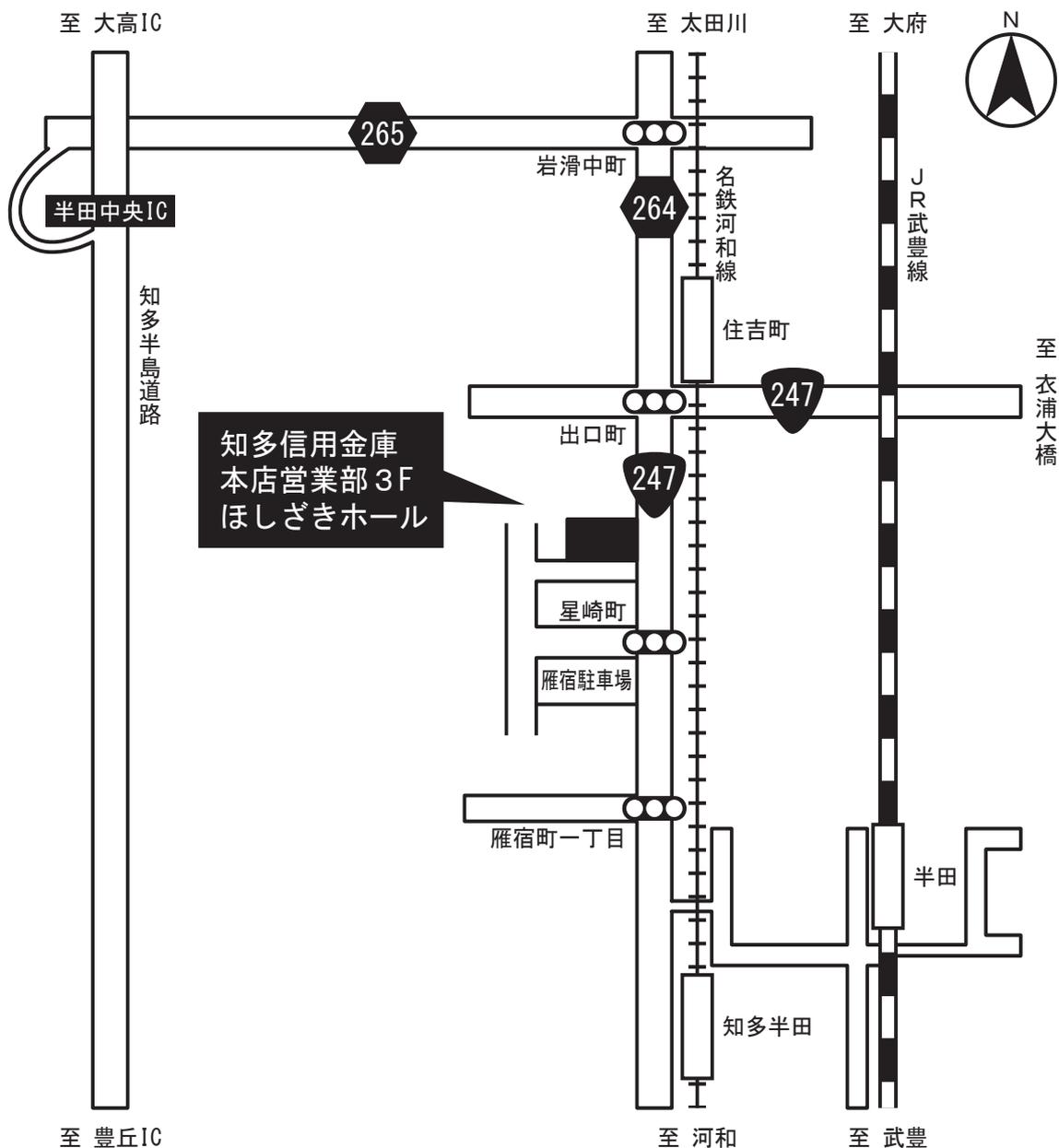
(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市星崎町三丁目39番地の10
 知多信用金庫本店営業部 3F ほしざきホール



交通機関

- ・公共交通機関をご利用の場合
 名鉄河和線知多半田駅下車西口から北へ徒歩5分
 JR武豊線半田駅下車西へ徒歩15分
- ・お車をご利用の場合
 知多半島道路半田中央ICから約3km
 ほしざきホール南側の「雁宿駐車場」（収容263台）をご利用ください。
 駐車料金は各自ご負担ください。
 本店営業部駐車場の利用はご遠慮ください。

